

公募型プロポーザル募集に関する質問に対する回答(全5ページ)

公募案件名	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その1)
	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その2)
	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その3)

No.	該当箇所			質問事項	回答
	資料名	頁	項目		
1		-		簡易型ESCO事業の趣旨について (京都市から、募集要項の内容を再掲するものです。)	<p>本事業は簡易型ESCO事業であり、提案に伴う事業者の負担を削減し、幅広い事業者の参加を可能とするため、現場ウォークスルー調査なしに事業提案を行えるよう、機器の参考数量等を提示しています。また、省エネルギー効果の計測・検証についても、本市がフォーマットを提示することで、電力使用量の実測なしに、机上計算により行うこととしています。</p> <p>公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定していただきます。契約額も同様に、現地調査及び詳細設計を基に確定しますので、提案額と契約額は異なります。</p>
2	応募条件	-	-	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その1)の他、同ESCO事業(その2)、(その3)及び京都市営保育所、青少年活動センター等23施設照明設備LED化簡易型ESCO事業、計4件の照明更新ESCO事業が公募されておりますが、同一企業、及び同一グループでの参加・落札は可能でしょうか。	同一企業及び同一グループでの参加・落札が可能です。
3	応募条件	6	6(3)	「本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、以下の各号に掲げる資格を全て有するものであれば、構成員となることができる」とありますが、京都市内に本店又は主たる事務所を有さず、市内に納税義務の無い業者は構成員として認められるのでしょうか。	京都市内に本店又は主たる事務所を有さず、市内に納税義務の無い業者であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を全て有するものであれば、構成員となることができます。
4	照明器具・工事仕様書	3	3(12)	「受注者で改修した蛍光灯照明器具の誤使用が懸念される場合には、判別できるシールを貼付すること。」とのことですが、取替予定の11,302台全てにシールを貼る必要はない、との認識で良かったでしょうか。 また、誤使用が懸念される場合とは、どのような場合か、ご教示いただけますでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。また、「誤使用が懸念される場合」とは、「現地調査の結果やむを得ず、器具交換ではなく直管ランプの交換でLED化した場合」を指します。 (参考:「一般社団法人 日本照明工業会 ガイド 301:2021既設の蛍光灯器具をAC直結G13 口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意」)
5	募集要項	13	11(2)エ、オ	様式第14号・第15号については、フォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズの指定は行いませんが、本市がWord又はExcel形式でその他の様式を提示していることを鑑み、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。

6	募集要項	2	2(5)	昨今の世情(コロナ感染・ウクライナ情勢等)により、如何ともしがたい理由で材料納品が遅れ、施工者の不足が発生する可能性があります。その際には、両社による協議、ということでご対応いただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項(3)本市と事業者との責任分担 ア 基本的な考え方」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
7	募集要項	2	2(7)	使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具が変更となった場合については、この数値(=ベースライン)については、変更いただけるということによろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要(7)エネルギー及び電気料金の削減量」に記載した削減量と削減額は、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。現地調査及び詳細設計後に、エネルギー削減量等を記載した実施計画書を作成していただきます。
8	募集要項	17	15(3)ア	提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということに記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることによろしいでしょうか。	電力単価の変動が影響しない方法で、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出していただきますので、ご質問の場合は含みません。
9	照明器具・工事仕様書	1	1(9)	球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO ₂ 排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととしてください。詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。
10	照明器具・工事仕様書	1	1(10)	調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。 また、既存調光システムの方法(コントローラー、リモート等)もご教授ください。	No.1の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
11	照明器具・工事仕様書	2	2(1)コ	既設照明がステンレス製である場合は、仕様を同等とする、との記載がありますが、現時点でステンレス製が設置されている箇所がわかればご教授ください。	No.1の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
12	照明器具・工事仕様書	3	3(2)	設置作業に使用する材料はすべて新品とすることですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	照明器具・工事仕様書	3	3(8)	作業時間についてご提示いただいておりますが、記載時間以外についての作業については協議により調整は可能と考えてよろしいでしょうか。例えば、夜間時間等での対応も可能かどうか、ご教授ください。	事業提案の段階では、「仕様書 3 工事仕様(8)」に記載の目安に従い提案書を作成してください。 実際の施工の段階では、実情に応じた協議が可能と考えますが、原則、監督員及び施設管理者の指示に従ってください。

14	照明器具・工事仕様書	1	1(9)	「ダウンライト等・・・容易にLED化」できるものの種類別と数量別をお示しいただけますでしょうか。	No.1の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
15	照明器具・工事仕様書	1	1(10)	「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応すること」とありますが、無線調光を使用されている箇所がありましたら、お示しいただけますでしょうか。	No.1の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
16	募集要項	2	2(3)	募集要項(その1)では合計12,535台の数量が挙がっておりますが、調査を行った結果、数量が増減になった場合の費用は、変更契約の対象という認識でよろしいでしょうか。	変更契約ではなく「現地調査及び詳細設計を基に確定する当初契約」となります。
17	照明器具・工事仕様書	2	2(1)カ	「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないような処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込まないでください。現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約額に反映することとしますが、使用箇所は最小限としてください。
18	照明器具・工事仕様書	2	2(3)イ,ウ	「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、一方、「ウ 既存の専用型非常用照明器具については、引き続き使用するものとし、LED化は行わない。」とされております。こちらは非常用照明器具(別置型)については、LED化はしないという認識でよろしいでしょうか。また、別置型については、取替対象数量に含まれているのでしょうか。含まれておりましたら、どれくらいの数量かご教示願います。なお、別置型でも取り換え対象である場合、別置型には、ACタイプとDCタイプがあると思いますので、どの箇所がACタイプかDCタイプかのお示しをしていただけないでしょうか。	専用型非常用照明(非常用照明として単独で設置されており、一般照明と一体の照明でないもの)のLED化は行わないため、取替対象数量に含まれていません。一般照明と非常用照明が一体となった照明器具は、取替対象数量に含まれます。電源のタイプについては、事業者選定後、事業者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において種類・数量を確定していただきます。
19	照明器具・工事仕様書	2	2(3)イ	「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。	提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。No.1の趣旨のとおり、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に事業者において、種類・数量を確定していただきます。なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。

20	照明器具・工事仕様書	3	3(11)	<p>大気汚染防止法のR4.4.1付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますでしょうか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>対象の施設は古い施設もあるため、天井に穴あけ加工が生じる場合は、すべてレベル3相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があります。提案の段階で、必要な費用を見込んでください。</p> <p>届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。</p> <p>なお、事業提案の段階では、「天井穴あけ加工が発生する場合」とは、「非常灯一体型照明を専用型非常用照明に交換するために、新たに天井穴あけ加工が必要な場合」のみを想定してください。</p>
21	照明器具・工事仕様書	3	3(15)	<p>「絶縁測定」について、施工前に異常値が出た場合は、どのように対応すればよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>可能な限り現地調査時に異常を把握し、監督員と対応を協議のうえ、契約額に盛り込んだうえで施工に臨むものとします。</p>
22	照明器具・工事仕様書	5	7(1)	<p>「照明器具の保証期間は5年間とし、うち2年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また「誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。</p>	<p>前段はお見込みのとおり、保証期間の3年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。</p> <p>後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。</p>
23	募集要項	2	1	<p>提案書資料作成のため、現地調査、ウォークスルー調査の実施をお願いできないでしょうか。</p>	<p>「募集要項 1 本事業の趣旨」のとおり、現場ウォークスルー調査は実施しません。</p>
24	募集要項	12	10(4)	<p>電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>電力単価の変動が影響しない方法で、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出していただけます。</p>
25	照明器具・工事仕様書	3	3(8)	<p>現地調査・詳細設計を行う時期について、夏季休業期間を利用してもよろしいでしょうか。また、夏季休業期間はいつからいつまででしょうか。ご教授願います。</p>	<p>現地調査を行う時期については、できる限り夏季休業期間等の休校日を利用してください。</p> <p>小学校:令和4年7月23日から8月24日まで 中学校:令和4年7月21日から8月23日まで ※小中学校(義務教育学校)については、小学校又は中学校の日程に準じる。 紫野高校:令和4年7月21日から8月22日まで 日吉ヶ丘高校:令和4年7月21日から8月24日まで 京都工学院高校:令和4年7月21日から8月26日まで</p>
26	照明器具・工事仕様書	3	3(8)	<p>募集要項5(6)について、工事施工を行う時期について、冬季休業期間はいつからいつまででしょうか。ご教授願います。</p>	<p>冬季休業期間は、下記のとおりです。</p> <p>小学校:令和4年12月24日から令和5年1月9日まで 中学校:令和4年12月24日から令和5年1月4日まで ※小中学校(義務教育学校)については、小学校又は中学校の日程に準じる。 紫野高校:令和4年12月21日から令和5年1月6日まで 日吉ヶ丘高校:令和4年12月21日から令和5年1月6日まで 京都工学院高校:令和4年12月21日から令和5年1月6日まで</p>

27	募集要項	2	2(7)	募集要項2事業概要(7)エネルギー及び電気料金の削減量について、削減後のエネルギー削減及び電気料金の削減は、工事完了後の数量等により確定するとの認識でよろしいでしょうか。	エネルギー削減及び電気料金の削減量は、現地調査及び詳細設計後に作成するエネルギー削減量を記載した実施計画書により確定するものと考えます。 なお、実際の施工の段階で、施工数量等の内容に変更が生じた場合は、その内容に応じ実施計画書を変更していただきます。
28	募集要項	2	2(7)	募集要項15事業実施に関する事項(3)本市と事業者との責任分担ア基本的な考えについて、提案が達成しないことによる損失について、検査時にエネルギー削減及び電気料金の削減が達成しなかった場合、原因究明し、提案内容が達成できるように事業者側にて器具を取り換える等の対応により、検査合格することで、別途損害金等の費用は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、エネルギー削減及び電気料金の削減量の検証については、電力単価の変動が影響しない方法で、本市が指定する算出方法に基づきエネルギー削減量を算出していただきますので、実施計画書のとおり施工されていれば、検査時にご指摘のような損害金等の費用が発生することはございません。
29	募集要項	16	15(3)	工期延長について、今後、新型コロナ等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性がありますが、協議することは可能でしょうか。	「募集要項 16 事業実施に関する事項(3)本市と事業者との責任分担 ア 基本的な考え方」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
30	募集要項	17	15(3)	募集要項(表)予想されるリスクと責任分担 税の新設・変更について、共通/税の新設・変更『消費税以外の税に関するもの』について、事業者側に責はないと考えますが、如何でしょうか。	責任の分担は表のとおりですが、発生したリスク内容の提案時点での予見性、また発生したリスク内容と損害との因果関係等について、事業者の責に帰さない合理的な理由について、別途協議を行うものとします。
31	募集要項	17	15(3)	募集要項(表)予想されるリスクと責任分担 不可抗力について、計画・設計段階/不可抗力:『天災などによる設計変更・中止・遅延』、工事段階/不可抗力:『天災など設計変更・中止・延期』、これは事業者側に責任は無いと考えますが如何でしょうか。	責任の分担は表のとおりですが、発生したリスク内容の提案時点での予見性、また発生したリスク内容と損害との因果関係等について、事業者の責に帰さない合理的な理由について、別途協議を行うものとします。